

主眼事項及び着眼点等（指定生活介護）

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
第1 基本方針	<u>（１）指定生活介護事業者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画）を作成し、これに基づき利用者に対して指定生活介護を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定生活介護を提供しているか。</u> <u>（２）指定生活介護事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った指定生活介護の提供に努めているか。</u> <u>（３）指定生活介護事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。</u> <u>（４）指定生活介護の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者総合支援法施行規則第2条の4に規定する者に対して、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行っているか。</u>	法第43条 平18厚令171 第3条第1項 平18厚令171 第3条第2項 平18厚令171 第3条第3項 平18厚令171 第77条 平18厚令19 第2条の4	運営規程 個別支援計画 ケース記録 運営規程 個別支援計画 ケース記録 運営規程 研修計画、研修実施記録 虐待防止関係書類 体制の整備をしていることが分かる書類 運営規程 個別支援計画 ケース記録
第2 人員に関する基準		法第43条第1項	
1 指定生活介護事業所の従業者の員数	<u>指定生活介護事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりになっているか。</u> <u>利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数となっているか。</u>	平18厚令171 第78条第1項 平18厚令171 第78条第1項 第1号	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）
(1) 医師			
(2) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准	<u>① 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、指定生活介護の単位（その提供が同時に一又は複数の</u>	平18厚令171 第78条第1項 第2号イ	勤務実績表 出勤簿（タイムカード）

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
<u>看護師）、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員</u>	利用者に対して一体的に行われるもの。） <u>ごとに、常勤換算方法で、アからウまでに掲げる平均障害支援区分に応じ、それぞれアからウまでに掲げる数となっているか。</u> <u>ア 平均障害支援区分が4未満 利用者の数を6で除した数以上</u> <u>イ 平均障害支援区分が4以上5未満 利用者の数を5で除した数以上</u> <u>ウ 平均障害支援区分が5以上 利用者の数を3で除した数以上</u>	平18厚令171第78条第3項	従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）
	<u>② 看護職員の数は、指定生活介護の単位ごとに、1以上となっているか。</u>	平18厚令171第78条第1項第2号ロ	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）
	<u>③ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、指定生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数となっているか。</u>	平18厚令171第78条第1項第2号ハ	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）
	<u>ただし、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置いているか。</u>	平18厚令171第78条第4項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）
	<u>④ 生活支援員の数は、指定生活介護の単位ごとに、1以上となっているか。</u> <u>また、1人以上は常勤となっているか。</u>	平18厚令171第78条第1項第2号ニ 平18厚令171第78条第6項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）
<u>（３）サービス管理責任者</u>	<u>指定生活介護事業所ごとに、①又は②に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ①又は②に掲げる数となっているか。</u>	平18厚令171第78条第1項第3号	勤務実績表 出勤簿（タイムカード）

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	① <u>利用者の数が60以下 1以上</u> ② <u>利用者の数が61以上 1に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</u> <u>また、1人以上は常勤となっているか。</u>	平18厚令171 第78条第7項	従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）
<u>（４）利用者数の算定</u>	<u>利用者の数は、前年度の平均値となっているか。ただし、新規に指定を受ける場合は、適切な推定数により算定されているか。</u>	平18厚令171 第78条第2項	利用者数（平均利用人数）が分かる書類（利用者名簿等）
<u>（５）職務の専従</u>	<u>指定生活介護事業所の従業者は、専ら当該指定生活介護事業所の職務に従事する者又は指定生活介護の単位ごとに専ら当該指定生活介護の提供に当たる者となっているか。</u> <u>ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。</u>	平18厚令171 第78条第5項	従業者の勤務実態の分かる書類（出勤簿等）
<u>（６）管理者</u>	<u>指定生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。</u> <u>ただし、指定生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定生活介護事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定生活介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。</u>	平18厚令171 第80条 準用（第51条）	管理者の雇用形態が分かる書類 勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表
<u>（７） 従たる事業所を設置する場合の特例</u>	<u>指定生活介護事業所における主たる事業所（主たる事業所）と一体的に管理運営を行う事業所（従たる事業所）を設置している場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（サービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者となっているか。</u>	平18厚令171 第79条	従業者の勤務実態の分かる書類（出勤簿等）
<u>（経過措置）</u>	指定特定身体障害者授産施設又は指定知的障害者更生施設若しくは指定特定知的障害者授産施設が、指定生活介護の事業を行う場合において、平成18年厚生労働省令第171号（指定障害福祉サービス基準）の施行日において現に存する分場（基本的な設備が完成しているものを含み、指定障害福祉サービス基準施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）を指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所又は指定就労継続支援B型事業所と一体的に管理運営を行う事業所として設置する場合については、当分の間、(7)の規定は適用しない。 この場合において、当該従たる事業所に置か	平18厚令171附則 第23条	適宜必要と認める資料

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
第3 設備に関する基準 1 設備	れる従業者（サービス管理責任者を除く。）のうち1人以上は、専ら当該従たる事業所の職務に従事する者となっているか。 ① 訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営に必要な設備を設けているか。 ただし、相談室及び多目的室は利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。 ② これらの設備は、専ら当該指定生活介護事業所の用に供するものとなっているか。 ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。	法第43条第2項 平18厚令171第81条第1項 平18厚令171第81条第3項 平18厚令171第81条第4項	平面図 設備・備品等一覧表 【目視】 平面図 設備・備品等一覧表 【目視】
(1) 訓練・作業室	① 訓練又は作業に支障がない広さを有しているか。 ② 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えているか。	平18厚令171第81条第2項第1号イ、ロ	平面図 設備・備品等一覧表 【目視】
(2) 相談室	室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けているか。	平18厚令171第81条第2項第2号	【目視】
(3) 洗面所	利用者の特性に応じたものであるか。	平18厚令171第81条第2項第3号	【目視】
(4) 便所	利用者の特性に応じたものであるか。	平18厚令171第81条第2項第4号	【目視】
(経過措置)	法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた指定特定身体障害者授産施設、旧精神障害者福祉ホーム（障害者総合支援法施行令附則第8条の2に規定する厚生労働大臣が定めるものを除く。）又は指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設若しくは指定知的障害者通所寮（基本的な設備が完成しているものを含み、指定障害福祉サービス基準施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）において、指定生活介護の事業を行う場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、多目的室を設けないことができる。	平18厚令171附則第22条	適宜必要と認める資料
第4 運営に関する		法第43条第2項	

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
<u>る基準</u> 1 内容及び手続 の説明及び同意	(1) 指定生活介護事業者は、支給決定障害者が指定生活介護の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定生活介護の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。	平18厚令171 第93条 準用（第9条 第1項）	重要事項説明書 利用契約書
2 契約支給量の 報告等	(2) 指定生活介護事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。	平18厚令171 第93条 準用（第9条 第2項）	重要事項説明書 利用契約書 その他利用者に 交付した書面
	(1) 指定生活介護事業者は、指定生活介護を提供するときは、当該指定生活介護の内容、契約支給量、その他の必要な事項（受給者証記載事項）を支給決定障害者の受給者証に記載しているか。	平18厚令171 第93条 準用（第10条 第1項）	受給者証の写し
	(2) 契約支給量の総量は、当該支給決定障害者の支給量を超過していないか。	平18厚令171 第93条 準用（第10条 第2項）	受給者証の写し 契約内容報告書
	(3) 指定生活介護事業者は、指定生活介護の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。	平18厚令171 第93条 準用（第10条 第3項）	契約内容報告書
	(4) 指定生活介護事業者は、受給者証記載事項に変更があった場合に、(1)から(3)に準じて取り扱っているか。	平18厚令171 第93条 準用（第10条 第4項）	受給者証の写し 契約内容報告書
3 提供拒否の禁止	指定生活介護事業者は、正当な理由がなく指定生活介護の提供を拒んでいないか。	平18厚令171 第93条 準用（第11条）	適宜必要と認める資料
4 連絡調整に対する協力	指定生活介護事業者は、指定生活介護の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。	平18厚令171 第93条 準用（第12条）	適宜必要と認める資料
5 サービス提供 困難時の対応	指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の	平18厚令171 第93条 準用（第13条）	適宜必要と認める資料

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
6 受給資格の 認	指定生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。 <u>指定生活介護事業者は、指定生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等確かめているか。</u>	平18厚令171 第93条 準用（第14条）	受給者証の写し
7 介護給付費の 支給の申請に係 る援助	(1) 指定生活介護事業者は、生活介護に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 (2) 指定生活介護事業者は、生活介護に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。	平18厚令171 第93条 準用（第15条 第1項）	適宜必要と認め る資料
8 心身の状況等 の把握	<u>指定生活介護事業者は、指定生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</u>	平18厚令171 第93条 準用（第16条）	アセスメント記 録 ケース記録
9 指定障害福祉 サービス事業者 等との連携等	(1) <u>指定生活介護事業者は、指定生活介護を提供するに当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</u> (2) <u>指定生活介護事業者は、指定生活介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</u>	平18厚令171 第93条 準用（第17条 第1項）	個別支援計画 ケース記録
10 サービスの提 供の記録	(1) <u>指定生活介護事業者は、指定生活介護を提供した際は、当該指定生活介護の提供日、内容その他必要な事項を指定生活介護の提供の都度、記録しているか。</u> (2) <u>指定生活介護事業者は、(1)の規定による記録に際しては、支給決定障害者から指定生活介護を提供したことについて確認を受けているか。</u>	平18厚令171 第93条 準用（第19条 第1項）	サービス提供の 記録
11 指定生活介護 事業者が支給決	(1) 指定生活介護事業者が指定生活介護を提	平18厚令171	適宜必要と認め

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	供する支給決定障害者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。 (2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者に対し説明を行い、その同意を得ているか。 ただし、12の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。	第93条 準用（第20条第1項） 平18厚令171 第93条 準用（第20条第2項）	る資料 適宜必要と認める資料
12 利用者負担額等の受領	<u>(1) 指定生活介護事業者は、指定生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定生活介護に係る利用者負担額の支払を受けているか。</u> <u>(2) 指定生活介護事業者は、法定代理受領を行わない指定生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定生活介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。</u> <u>(3) 指定生活介護事業者は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、指定生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、支給決定障害者から受けることのできる次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けているか。</u> ① <u>食事の提供に要する費用</u> (次のイ又はロに定めるところによる。) イ <u>食材料費及び調理等に係る費用に相当する額</u> ロ <u>事業所等に通う者等のうち、障害者総合支援法施行令（平成18年政令第10号）第17条第1号に掲げる者のうち、支給決定障害者及び同一の世帯に属する者（特定支給決定障害者にあつては、その配偶者に限る。）の所得割の額を合算した額が28万円未満（特定支給決定障害者にあつては、16万円未満）であるもの又は第2号から第4号までに掲げる者に該当するものについては、食材料費に相当する額</u> ② <u>創作的活動にかかる材料費</u> ③ <u>日用品費</u> ④ <u>①から③のほか、指定生活介護において</u>	平18厚令171 第82条第1項 平18厚令171 第82条第2項 平18厚令171 第82条第3項 平18厚令171 第82条第4項 平18厚告545 二のイ 平18政令10 第17条 第1～4号	請求書 領収書 請求書 領収書 請求書 領収書 請求書 領収書

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
13 利用者負担額に係る管理	<u>て提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの</u> <u>(4) 指定生活介護事業者は、(1)から(3)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しているか。</u> <u>(5) 指定生活介護事業者は、(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得ているか。</u> 指定生活介護事業者は、支給決定障害者の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定生活介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定生活介護及び他の指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項（法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（利用者負担額合計額）を算定しているか。 この場合において、当該指定生活介護事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。	平18厚令171第82条第5項 平18厚令171第82条第6項 平18厚令171第93条準用（第22条）	領収書 重要事項説明書 適宜必要と認める資料
14 <u>介護給付費の額に係る通知等</u>	<u>(1) 指定生活介護事業者は、法定代理受領により市町村から指定生活介護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る介護給付費の額を通知しているか。</u> <u>(2) 指定生活介護事業者は、法定代理受領を行わない指定生活介護に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者に対して交付しているか。</u>	平18厚令171第93条準用（第23条第1項） 平18厚令171第93条準用（第23条第2項）	通知の写し サービス提供証明書の写し
15 指定生活介護	(1) 指定生活介護事業者は、生活介護計画に	平18厚令171	適宜必要と認め

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
の取扱方針	基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定生活介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮しているか。 (2) 指定生活介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しているか。 (3) 指定生活介護事業所の従業者は、指定生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。 (4) 指定生活介護事業者は、その提供する指定生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	第93条 準用（第57条第1項） 平18厚令171 第93条 準用（第57条第2項） 平18厚令171 第93条 準用（第57条第3項） 平18厚令171 第93条 準用（第57条第4項）	る資料 適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料
16 生活介護計画の作成等	(1) <u>指定生活介護事業所の管理者は、サービス管理責任者に指定生活介護に係る個別支援計画（生活介護計画）の作成に関する業務を担当させているか。</u> (2) <u>サービス管理責任者は、生活介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。</u> (3) <u>アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しているか。</u> (4) <u>アセスメントに当たっては、利用者に面接して行っているか。</u> <u>この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。</u>	平18厚令171 第93条 準用（第58条第1項） 平18厚令171 第93条 準用（第58条第2項） 平18厚令171 第93条 準用（第58条第3項） 平18厚令171 第93条 準用（第58条第4項）	個別支援計画 サービス管理責任者が個別支援計画を作成していることが分かる書類 個別支援計画 アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる書類 アセスメントを実施したことが分かる記録 面接記録 アセスメントを実施したことが分かる記録 面接記録

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	(5) サービス管理責任者は、<u>アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定生活介護の目標及びその達成時期、指定生活介護を提供する上での留意事項等を記載した生活介護計画の原案を作成しているか。</u> <u>この場合において、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて生活介護計画の原案に位置付けるよう努めているか。</u> (6) サービス管理責任者は、<u>生活介護計画の作成に係る会議（利用者及び当該利用者に対する指定生活介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等の活用可能。）を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、生活介護計画の原案の内容について意見を求めているか。</u> (7) サービス管理責任者は、<u>生活介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。</u> (8) サービス管理責任者は、<u>生活介護計画を作成した際には、当該生活介護計画を利用者及び指定特定相談支援事業者等に交付しているか。</u> (9) サービス管理責任者は、<u>生活介護計画の作成後、生活介護計画の実施状況の把握（モニタリング）（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、生活介護計画の見直しを行い、必要に応じて生活介護計画の変更を行っているか。</u> (10) サービス管理責任者は、<u>モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等と連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。</u> <u>① 定期的に利用者に面接すること。</u> <u>② 定期的にモニタリングの結果を記録すること。</u> (11) <u>生活介護計画に変更のあった場合、(2)</u>	平18厚令171 第93条 準用（第58条 第5項） 平18厚令171 第93条 準用（第58条 第6項） 平18厚令171 第93条 準用（第58条 第7項） 平18厚令171 第93条 準用（第58条 第8項） 平18厚令171 第93条 準用（第58条 第9項） 平18厚令171 第93条 準用（第58条 第10項） 平18厚令171	個別支援計画の 原案 他サービスとの 連携状況が分かる 書類 サービス担当者 会議の記録 利用者に交付した 記録 個別支援計画 利用者に交付した 記録 個別支援計画 個別支援計画 アセスメント及び モニタリング に関する記録 モニタリング記録 面接記録 (2) から (8) に掲

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
17 サービス管理 責任者の責務	<u>から(8)に準じて取り扱っているか。</u> <u>(1) サービス管理責任者は、生活介護計画の作成等のほか、次に掲げる業務を行っているか。</u> <u>① 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定生活介護事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。</u> <u>② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。</u> <u>③ 他の従事者に対する技術的指導及び助言を行うこと。</u>	第93条 準用（第58条 第11項） 平18厚令171 第93条 準用（第59条第1項）	げる確認資料 個別支援計画 アセスメント及びモニタリングに関する記録 個別支援計画 アセスメント及びモニタリングに関する記録 サービス提供の記録 他の従業者に指導及び助言した記録
18 相談及び援助	(2) サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めているか。 指定生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	平18厚令171 第93条 準用（第59条第2項） 平18厚令171 第93条 準用（第60条）	適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料
19 介護	<u>(1) 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っているか。</u>	平18厚令171 第83条第1項	個別支援計画 サービス提供の記録 業務日誌等
	<u>(2) 指定生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行っているか。</u>	平18厚令171 第83条第2項	個別支援計画 サービス提供の記録 業務日誌等
	<u>(3) 指定生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えているか。</u>	平18厚令171 第83条第3項	個別支援計画 サービス提供の記録 業務日誌等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
20 生産活動	<u>(4) 指定生活介護事業者は、(1)から(3)に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え及び整容その他日常生活上必要な支援を適切に行っているか。</u>	平18厚令171 第83条第4項	個別支援計画 サービス提供の 記録 業務日誌等
	<u>(5) 指定生活介護事業者は、常時1人以上の従業者を介護に従事させているか。</u>	平18厚令171 第83条第5項	勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業者の資格証 勤務体制一覧表
	<u>(6) 指定生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせていないか。</u>	平18厚令171 第83条第6項	従業員名簿 雇用契約書 個別支援計画 サービス提供の 記録 業務日誌等
	(1) 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮するよう努めているか。	平18厚令171 第84条第1項	適宜必要と認める資料
	(2) 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しているか。	平18厚令171 第84条第2項	適宜必要と認める資料
21 工賃の支払	(3) 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行っているか。	平18厚令171 第84条第3項	適宜必要と認める資料
	(4) 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じているか。	平18厚令171 第84条第4項	適宜必要と認める資料
	<u>指定生活介護事業者は、生産活動に従事している者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払っているか。</u>	平18厚令171 第85条	工賃支払記録 工賃支給規程 就労支援事業に関する会計書類(出納簿等)
22 職場への定着のための支援等の実施	(1) 指定生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常	平18厚令171 第85条の2第1項	相談等の支援の継続をしていることが分かる書

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めているか。 (2) 指定生活介護事業者は、当該生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、(1)の支援が就労した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、当該指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めているか。		類 就労定着支援事業者との連絡調整をしたことが分かる書類
23 食事	(1) 指定生活介護事業者は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、利用者の同意を得ているか。 (2) 指定生活介護事業者は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行っているか。 (3) 調理はあらかじめ作成された献立に従って行われているか。 (4) 指定生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、指定生活介護事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めているか。	平18厚令171 第85条の2第2項 平18厚令171 第86条第1項 平18厚令171 第86条第2項 平18厚令171 第86条第3項 平18厚令171 第86条第4項	適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料
24 緊急時等の対応	従業者は、現に指定生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	平18厚令171 第93条 準用（第28条）	緊急時対応マニュアル ケース記録 事故等の対応記録
25 健康管理	指定生活介護事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じているか。	平18厚令171 第87条	適宜必要と認める資料
26 支給決定障害者に関する市町村への通知	指定生活介護事業者は、指定生活介護を受けている支給決定障害者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を	18厚令171 第88条	適宜必要と認める資料

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
27 管理者の責務	市町村に通知しているか。 ① 正当な理由なしに指定生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。 ② 偽りその他不正な行為によって介護給付費又は特例介護給付費を受け、又は受けようとしたとき。 (1) 指定生活介護事業所の管理者は、当該指定生活介護事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。 (2) 指定生活介護事業所の管理者は、当該指定生活介護事業所の従業者に指定障害福祉サービス基準第4章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	平18厚令171 第93条 準用（第66条 第1項） 平18厚令171 第93条 準用（第66条 第2項）	適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料
28 運営規程	<u>指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。</u> ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 利用定員 ⑤ 指定生活介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額 ⑥ 通常の事業の実施地域 ⑦ サービスの利用に当たっての留意事項 ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑩ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 ⑪ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑫ その他運営に関する重要事項	平18厚令171 第89条	運営規程
29 勤務体制の確保等	(1) 指定生活介護事業者は、利用者に対し、<u>適切な指定生活介護を提供できるよう、指定生活介護事業所ごとに、従業者の勤務体制を定めているか。</u> (2) 指定生活介護事業者は、<u>指定生活介護事業所ごとに、当該指定生活介護事業所の従業者によって指定生活介護を提供しているか。</u> ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 (3) 指定生活介護事業者は、<u>従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</u>	平18厚令171 第93条 準用（第68条 第1項） 平18厚令171 第93条 準用（第68条 第2項） 平18厚令171 第93条 準用（第68条 第3項）	従業者の勤務表 勤務形態一覧表 または雇用形態 が分かる書類 研修計画、研修実施記録

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	(4) <u>指定生活介護事業者は、適切な指定生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</u>	平18厚令171 第93条 準用（第68条 第4項）	就業環境が害されることを防止するための方針が分かる書類
30 業務継続計画の策定等	(1) <u>指定生活介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</u> (2) <u>指定生活介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しているか。</u> (3) <u>指定生活介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</u>	平18厚令171 第93条 準用（第33条の2 第1項） 平18厚令171 第93条 準用（第33条の2 第2項） 平18厚令171 第93条 準用（第33条の2 第3項）	業務継続計画 研修及び訓練を実施したことが分かる書類 業務継続計画の見直しを行ったことが分かる書類
31 定員の遵守	<u>指定生活介護事業者は、利用定員を超えて指定生活介護の提供を行っていないか。</u> ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。	平18厚令171 第93条 準用（第69条）	運営規程 利用者数が分かる書類（利用者名簿等）
32 非常災害対策	(1) <u>指定生活介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しているか。</u> (2) <u>指定生活介護事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。</u> (3) <u>指定生活介護事業者は、（2）の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。</u>	平18厚令171 第93条 準用（第70条 第1項） 平18厚令171 第93条 準用（第70条 第2項） 平18厚令171 第93条 準用（第70条 第3項）	非常火災時対応マニュアル（対応計画） 運営規程 通報・連絡体制 消防用設備点検の記録 避難訓練の記録 消防署への届出 地域住民が訓練に参加していることが分かる書類

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
33 衛生管理等	(1) <u>指定生活介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。</u> (2) <u>指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じているか。</u> ① <u>当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。</u> ② <u>当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。</u> ③ <u>当該指定生活介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施しているか。</u>	平18厚令171第90条第1項 平18厚令171第90条第2項	衛生管理に関する書類 衛生管理に関する書類 委員会議事録 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針 研修及び訓練を実施したことが分かる書類
34 協力医療機関	指定生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めてあるか。	平18厚令171第91条	適宜必要と認める資料
35 掲示	<u>指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。又は、指定生活介護事業者は、これらの事項を記載した書面を当該指定生活介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させているか。</u>	平18厚令171第92条第1項、第2項	事業所の掲示物又は備え付け閲覧物
36 身体拘束等の禁止	(1) <u>指定生活介護事業者は、指定生活介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。</u> (2) <u>指定生活介護事業者は、やむを得ず身体</u>	平18厚令171第93条準用（第35条の2第1項） 平18厚令171	個別支援計画 身体拘束等に関する書類 身体拘束等に関する書類

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
37 秘密保持等	拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。	第93条 準用（第35条の2 第2項）	する書類（必要事項が記載されている記録、理由が分かる書類等）
	（3）指定生活介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。	平18厚令171 第93条 準用（第35条の2 第3項）	委員会議事録
	① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。		身体拘束等の適正化のための指針
	② 身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。		研修を実施したことが分かる書類
	③ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施しているか。		従業者及び管理者の秘密保持誓約書
38 情報の提供等	（1）指定生活介護事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	平18厚令171 第93条 準用（第36条 第1項）	従業者及び管理者の秘密保持誓約書
	（2）指定生活介護事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	平18厚令171 第93条 準用（第36条 第2項）	個人情報同意書
	（3）指定生活介護事業者は、他の指定生活介護事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。	平18厚令171 第93条 準用（第36条 第3項）	情報提供を行ったことが分かる書類（パンフレット等）
	（1）指定生活介護事業者は、指定生活介護を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定生活介護事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。	平18厚令171 第93条 準用（第37条 第1項）	事業者のHP画面・パンフレット
	（2）指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。	平18厚令171 第93条 準用（第37条第2	

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
39 利益供与等の禁止	(1) 指定生活介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定生活介護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 (2) 指定生活介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。 (3) (1) 及び (2) の「他の障害福祉サービスの事業を行う者等」は、障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人を含むものであり、具体的には、「指定生活介護事業者が、当該サービスの利用希望者を紹介した者（障害福祉サービス事業者以外の事業者）に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行うこと」や「利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」なども当該規定に違反するものである。	第2項) 平18厚令171 第93条 準用（第38条 第1項） 平18厚令171 第93条 準用（第38条 第2項）	適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料
40 苦情解決	<u>(1) 指定生活介護事業者は、その提供した指定生活介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</u> <u>(2) 指定生活介護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</u> <u>(3) 指定生活介護事業者は、その提供した指定生活介護に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定生活介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は</u>	平18厚令171 第93条 準用（第39条 第1項） 平18厚令171 第93条 準用（第39条 第2項） 平18厚令171 第93条 準用（第39条 第3項）	苦情受付簿 重要事項説明書 契約書 事業所の掲示物 苦情者への対応記録 苦情対応マニュアル 市町村からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>助言に従って必要な改善を行っているか。</u> <u>(4) 指定生活介護事業者は、その提供した指定生活介護に関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定生活介護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</u> <u>(5) 指定生活介護事業者は、その提供した指定生活介護に関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定生活介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</u> <u>(6) 指定生活介護事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。</u> <u>(7) 指定生活介護事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しているか。</u>	 平18厚令171 第93条 準用（第39条 第4項） 平18厚令171 第93条 準用（第39条 第5項） 平18厚令171 第93条 準用（第39条 第6項） 平18厚令171 第93条 準用（第39条 第7項）	都道府県からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類 都道府県または市町村からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類 都道府県等への報告書 運営適正化委員会の調査又はあっせんに協力したことが分かる書類
41 事故発生時の対応	<u>(1) 指定生活介護事業者は、利用者に対する指定生活介護の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</u> <u>(2) 指定生活介護事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。</u>	平18厚令171 第93条 準用（第40条 第1項） 平18厚令171 第93条 準用（第40条	事故対応マニュアル 都道府県、市町村、家族等への報告記録 事故の対応記録 ヒヤリハットの記録

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>(3) 指定生活介護事業者は、利用者に対する指定生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</u>	第2項) 平18厚令171 第93条 準用 (第40条 第3項)	再発防止の検討 記録 損害賠償を速やかに行ったことが分かる資料 (賠償責任保険書類等)
42 会計の区分	<u>指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定生活介護の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。</u>	平18厚令171 第93条 準用 (第41条)	収支予算書・決算書等の会計書類
43 虐待の防止	<u>指定生活介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。</u> ① <u>当該指定生活介護事業所における虐待を防止するための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等の活用可能。) を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。</u> ② <u>当該指定生活介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しているか。</u> ③ <u>①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。</u>	平18厚令171 第93条 準用 (第40条の2)	委員会議事録 研修を実施したことが分かる書類 担当者を配置していることが分かる書類
44 地域との連携等	<u>指定生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。</u>	平18厚令171 第93条 準用 (第74条)	適宜必要と認める資料
45 記録の整備	<u>(1) 指定生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備してあるか。</u> <u>(2) 指定生活介護事業者は、利用者に対する指定生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定生活介護を提供した日から5年間保存しているか。</u> ① <u>生活介護計画</u> ② <u>サービスの提供の記録</u> ③ <u>支給決定障害者に関する市町村への通</u>	平18厚令171 第93条 準用 (第75条 第1項) 平18厚令171 第93条 準用 (第75条 第2項)	職員名簿 設備・備品台帳 帳簿等の会計書類 左記①から⑥までの書類

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
46 電磁的記録等	知に係る記録 ④ 身体拘束等の記録 ⑤ 苦情の内容等の記録 ⑥ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (1) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（2の（1）の受給者証記載事項又は6の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（2）に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができるか。 (2) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法を用いる。）によることができるか。	平18厚令171 第224条第1項 平18厚令171 第224条第2項	電磁的記録簿冊 適宜必要と認める資料
第5 共生型障害福祉サービスに関する基準 1 共生型生活介護の事業を行う指定児童発達支援事業者等の基準	共生型生活介護の事業を行う指定児童発達支援事業者又は指定放課後等デイサービス事業者に関して次の基準を満たしているか。	平18厚令171 第93条の2	

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	(1) <u>指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所（指定児童発達支援事業所等）の従業者の員数が当該指定児童発達支援事業所等が提供する指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（指定児童発達支援等）を受ける障害児の数を指定児童発達支援等を受ける障害児の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定児童発達支援事業所等として必要とされる数以上になっているか。</u> (2) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けているか。		勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） 適宜必要と認める資料
2 共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者等の基準	<u>共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者（指定通所介護事業者等）に関して次の基準を満たしているか。</u> (1) <u>指定通所介護事業所又は指定地域密着型通所介護事業所（指定通所介護事業所等）の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護又は指定地域密着型通所介護（指定通所介護等）の利用者の数と共生型生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であるか。</u> (2) <u>指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であるか。</u> (3) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けているか。	平18厚令171 第93条の3	平面図 【目視】 利用者数が分かる書類 勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） 適宜必要と認める資料
3 共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準	<u>共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（指定小規模多機能型居宅介護事業者等）が当該事業に関して次の基準を満たしているか。</u>	平18厚令171 第93条の4	

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書								
	(1) <u>指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員の数と共生型生活介護、共生型自立訓練（機能訓練）若しくは共生型自立訓練（機能訓練）又は共生型児童発達支援若しくは共生型放課後等デイサービス（共生型通いサービス）を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等）にあつては、18人）以下となっているか。</u> (2) <u>指定小規模多機能型居宅介護、指定看護小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定小規模多機能型居宅介護等）のうち通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、12人）までの範囲になっているか。</u> <table><tr><td>登録定員</td><td>利用定員</td></tr><tr><td>26人又は27人</td><td>16人</td></tr><tr><td>28人</td><td>17人</td></tr><tr><td>29人</td><td>18人</td></tr></table> (3) <u>指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有しているか。</u> (4) <u>指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条若しくは第171条又は指定地域密</u>	登録定員	利用定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人	18人		運営規程 利用者数が分かる書類（利用者名簿等） 運営規程 利用者数が分かる書類（利用者名簿等） 平面図 【目視】 勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）
登録定員	利用定員										
26人又は27人	16人										
28人	17人										
29人	18人										

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>着型介護予防サービス基準第44条に規定する基準を満たしているか。</u> (5) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けているか。		適宜必要と認める資料
4 準用	<u>(第1の(4)、第2の(7)及び第4を準用)</u>	平18厚令171 第93条の5準用(第9条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第51条、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第74条、第75条、第77条、第79条並びに第82条から第92条まで)	同準用項目と同一文書
5 電磁的記録等	(1) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるもの(受給者証記載事項又は受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び(2)に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができるか。 (2) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付等のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができるか。	平18厚令171 第224条第1項 平18厚令171 第224条第2項	電磁的記録簿冊 適宜必要と認める資料
第6 基準該当障害福祉サービスに関する基		法第30条 第1項第2号イ	

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
<u>準</u> 1 基準該当生活介護の基準	<u>基準該当生活介護事業者（指定障害福祉サービス基準第219条に規定する特定基準該当生活介護を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとなっているか。</u> （１）指定通所介護事業者等であって、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等を提供するものであること。 <u>（２）指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。</u> <u>（３）指定通所介護事業所等の従業員の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者及び基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。</u> （４）基準該当生活介護を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。	平18厚令171 第94条	適宜必要と認める資料 平面図 【目視】 利用者数が分かる書類 勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） 適宜必要と認める資料
2 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例	<u>次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者を除く。）が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護を除く。）のうち通いサービス（指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する通いサービスを除く。）を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。）を基準該当生活介護事業所とみなしているか。</u> <u>この場合において、1を当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等について適用していないか。</u> <u>（１）当該指定小規模多機能型居宅介護事業所</u>	平 18 厚 令 171 第94条の2	運営規程

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書				
	等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準第44条第1項 に規定する登録者を除く。）の数と基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス基準第163条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは同基準第172条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第54条の12の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第71条の6において準用する指定通所支援基準第54条の12の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等（サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。）にあっては、18人）以下とすること。 （2）当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス基準第163条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは同基準第172条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第54条の12の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第71条の6において準用する指定通所支援基準第54条の12の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、12人）までの範囲内とすること。 <table><tr><td>登録定員</td><td>利用定員</td></tr><tr><td>26人又は27人</td><td>16人</td></tr></table>	登録定員	利用定員	26人又は27人	16人		利用者数が分かる書類（利用者名簿等） 運営規程 利用者数が分かる書類（利用者名簿等）
登録定員	利用定員						
26人又は27人	16人						

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書				
	<table><tr><td>28人</td><td>17人</td></tr><tr><td>29人</td><td>18人</td></tr></table> (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂（指定地域密着型介護予防サービス基準第48条第2項第1号に規定する居間及び食堂を除く。）は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。 (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びにこの2の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス基準第163条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは同基準第172条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第54条の12の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第71条の6において準用する指定通所支援基準第54条の12の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合计数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条又は第171条に規定する基準を満たしていること。 (5) 基準該当生活介護とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。	28人	17人	29人	18人		平面図 【目視】 勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） 適宜必要と認める資料
28人	17人						
29人	18人						
3 利用者負担額等の受領	(第4の12の（2）から（6）を準用)	平 18 厚令 171 第 95 条準用 （第 82 条第 2 項から第 6 項） 法第 43 条	同準用項目と同一文書				
4 電磁的記録等	(1) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるもの（受給者証記載事項又は受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（2）に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電	平 18 厚令 171 第 224 条第 1 項	電磁的記録簿冊				

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
第 7 多機能型に関する特例 1 利用定員に関する特例	磁的記録により行うことができるか。 (2) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付等のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができるか。	平 18 厚令 171 第 224 条第 2 項	適宜必要と認める資料
	(1) <u>多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練（機能訓練）事業所、多機能型自立訓練（生活訓練）事業所、多機能型就労移行支援事業所、多機能型就労継続支援 A 型事業所及び多機能型就労継続支援 B 型事業所（「多機能型事業所」と総称）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては、当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。）の合計が20人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次に掲げる人数とすることができる。</u> ① <u>多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練（機能訓練）事業所及び多機能型就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。） 6人以上</u> ② <u>多機能型自立訓練（生活訓練）事業所 6人以上。ただし、宿泊型自立訓練及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）を併せて行う場合にあっては、宿泊型自立訓練の利用定員が10人以上かつ宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）の利用定員が6人以上とする。</u> ③ <u>多機能型就労継続支援 A 型事業所及び多機能型就労継続支援 B 型事業所 10人以上</u> (2) (1)にかかわらず、主として<u>重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者</u>を通わせる多機能型生活介護事業所が、<u>多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては、その利用定員を、当該多機能型生活介護事業所が行う全ての事業を通じて 5人以上とすることができる。</u>	平 18 厚令 174 第 89 条第 1 項	運営規程 利用者数が分かる書類（利用者名簿等）
	(3) <u>多機能型生活介護事業所が、主として重</u>	平18厚令174	運営規程

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>症心身障害児(児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。)につき行う多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては、その利用定員を、当該多機能型生活介護事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。</u> <u>(4) 離島その他の地域であって平成18年厚生労働省告示第540号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等に基づき厚生労働大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める離島その他の地域」に定める地域のうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして都道府県知事が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所については、(1)中「20人」とあるのは「10人」とできる。</u> <u>この場合において、地域において障害福祉サービスが提供されていないこと等により障害福祉サービスを利用することが困難なものにおいて事業を行う多機能型事業所(多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練(機能訓練)事業所、多機能型自立訓練(生活訓練)事業所、多機能型就労継続支援B型事業所に限る。)については、当該多機能型事業所の利用定員を、1人以上とすることができる。</u>	第89条第3項 平18厚令174 第89条第4項	利用者数が分かる書類(利用者名簿等) 運営規程 利用者数が分かる書類(利用者名簿等)
2 従業員の員数等に関する特例	<u>(1) 多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は、第2の1の(2)の④にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業員(医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。</u> <u>(2) 多機能型事業所(指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。)は、第2の1の(3)にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち平成18年9月厚生労働省告示第544号「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」の二に定めるものを一の事業所であるとなして、当該一の事業所としてみなされた</u>	平18厚令171 第215条第1項 平18厚令174 第90条第1項 平18厚令171 第215条第2項 平18厚令174 第90条第2項	勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利用人数)が分かる書類(実績表等) 勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利用人数)が分かる書類(実績表等)

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、それぞれに掲げる数とし、この項目の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないこととすることができる。</u> ① <u>利用者の数の合計が60以下 1以上</u> ② <u>利用者の数の合計が61以上 1に、利用者の数の合計が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</u> <u>(3) 第6の1の(4)後段により多機能型事業所の利用定員を1人以上とすることができることとされた多機能型事業所は、第2の1の(2)の④にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所を一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべき生活支援員の数を、常勤換算方法で、次の①に掲げる利用者の数を6で除した数と②に掲げる利用者の数を10で除した数の合計数以上とすることができる。これにより置くべきものとされる生活支援員のうち1人以上は常勤でなければならない。</u> ① <u>生活介護、自立訓練(機能訓練)及び自立訓練(生活訓練)の利用者</u> ② <u>就労継続支援B型の利用者</u>	平 18 厚令 174 第 90 条第 3 項	勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利用人数)が分かる書類(実績表等)
3 設備の特例	<u>多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないように配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。</u>	平 18 厚令 171 第 216 条 平 18 厚令 174 第 91 条	平面図 設備・備品等一覧表 【目視】
4 電磁的記録等	(1) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるもの(受給者証記載事項又は受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び(2)に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができるか。 (2) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付等のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用	平 18 厚令 171 第 224 条第 1 項 平 18 厚令 171 第 224 条第 2 項	電磁的記録簿冊 適宜必要と認める資料

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
第 8 変更の届出等	者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができるか。 (1) 指定生活介護事業者は、当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 34 条の 23 にいう事項に変更があったとき、又は休止した当該指定生活介護の事業を再開したときは、10 日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。 (2) 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出ているか。	法第 46 条第 1 項 施行規則第 34 条の 23 法第 46 条第 2 項 施行規則第 34 条の 23	適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料
第 9 介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取扱い		法第 29 条第 3 項	
1 基本事項	(1) 指定生活介護に要する費用の額は、平成 18 年厚生労働省告示第 523 号の別表「介護給付費等単位数表」の第 6 により算定する単位数に、平成 18 年厚生労働省告示第 539 号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める一単位の単価並びに厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。 (ただし、その額が現に当該指定生活介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定生活介護に要した費用の額となっているか。) (2) (1)の規定により、指定生活介護に要する費用の額を算定した場合において、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。	平 18 厚告 523 の一 平 18 厚告 539 法第 29 条第 3 項	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
2 生活介護サービス費	(1) 生活介護サービス費及び基準該当生活介護サービス費については、次のいずれかに該当する利用者に対して、指定生活介護等、指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス、のぞみの園が行う生活介護又は指定障害福祉サービス基準第 219 条に規定する特定基準該当生活介護（特定基準該当生活介護）を行った場合に、利用定員（多機能型事業所である指	平 18 厚告 523 別表第 6 の 1 の注 1	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>定生活介護事業所にあつては、一体的に事業を行う当該多機能型事業所の利用定員の合计数とし、複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設等にあつては当該昼間実施サービスの利用定員の合计数とする。）、所要時間及び障害支援区分に応じ、1 日につき所定単位数を算定しているか。</u> <u>ただし、地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設の(7)に規定する指定生活介護等((1-5)に規定する共生型生活介護を除く。)の単位の場合にあつては、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数を算定しているか。</u> ① <u>施設入所者のうち、区分 4 (50 歳以上の者にあつては、区分 3) 以上に該当するもの</u> ② <u>施設入所者以外の者のうち、区分 3 (50 歳以上の者にあつては区分 2) 以上に該当するもの</u> ③ <u>平成 18 年厚生労働省告示第 556 号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」の二に定める者のうち、施設入所者であつて、区分 3 (50 歳以上の者にあつては、区分 2) 以下に該当するもの又は区分 1 から区分 6 までのいずれにも該当しないもの</u> ④ <u>平成 18 年厚生労働省告示第 556 号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」の三に定める者のうち、施設入所者以外の者であつて、区分 2 (50 歳以上の者にあつては区分 1) 以下に該当するもの又は区分 1 から区分 6 までのいずれにも該当しないもの</u> ⑤ <u>平成 18 年厚生労働省告示第 556 号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」の四に定める者であつて、区分 1 から区分 6 までのいずれにも該当しないもの</u> (1-2) <u>生活介護サービス費については、指定生活介護、指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス若しくはのぞみの園が行う生活介護又は特定基準該当生活介護を行った場合に、利用定員及び障害支援区分に</u>	平 18 厚告 556 の二 平 18 厚告 556 の三 平 18 厚告 556 の四 平 18 厚告 523 別表第 6 の 1 の注 1 の 2	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>応じ、かつ、現に要した時間ではなく、生活介護計画、特定基準該当障害福祉サービス計画又は施設障害福祉サービス計画（以下「生活介護計画等」という。）に位置付けられた内容の指定生活介護、指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス若しくはのぞみの園が行う生活介護又は特定基準該当生活介護を行うのに要する標準的な時間に応じて、所定単位数を算定しているか。</u> <u>（１－３）生活介護サービス費の利用定員が５人以下及び利用定員が６人以上１０人以下については、重症心身障害者につき児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成２４年厚生労働省令第１５号。以下「指定通所支援基準」という。）第４条に規定する指定児童発達支援の事業又は指定通所支援基準第６５条に規定する指定放課後等デイサービスの事業と併せて指定生活介護、指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス若しくはのぞみの園が行う生活介護又は特定基準該当生活介護を行った場合に限り、１日につき所定単位数を算定しているか。</u> <u>（１－４）指定障害者支援施設等が昼間実施サービスとして行う指定生活介護、指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス若しくはのぞみの園が行う生活介護又は特定基準該当生活介護については、生活介護サービス費の所要時間８時間以上９時間未満の場合は算定していないか。</u> <u>（１－５）共生型生活介護サービス費（Ⅰ）については、指定児童発達支援事業所等又は指定通所介護事業所等において、共生型生活介護を行った場合に、１日につき所定単位数を算定しているか。ただし、地方公共団体が設置する指定通所介護事業所等の場合は、所定単位数の１０００分の９６５に相当する単位数を算定しているか。</u> <u>（１－６）共生型生活介護サービス費（Ⅱ）については、指定小規模多機能型居宅介護事業</u>	平 18 厚告 523 別表第 6 の 1 の注 1 の 3 平 18 厚告 523 別表第 6 の 1 の注 1 の 4 平 18 厚告 523 別表第 6 の 1 の注 1 の 5 平 18 厚告 523 別表第 6 の 1	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>所等において、共生型生活介護を行った場合に、1 日につき所定単位数を算定しているか。ただし、地方公共団体が設置する指定小規模多機能型居宅介護事業所等の場合は、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数を算定しているか。</u> <u>(2) 基準該当生活介護サービス費(Ⅰ) については、指定障害福祉サービス基準第 94 条に規定する基準該当生活介護事業者が基準該当生活介護事業所において、基準該当生活介護を行った場合に、1 日につき所定単位数を算定しているか。</u> <u>(3) 基準該当生活介護サービス費(Ⅱ)については、指定障害福祉サービス基準第 94 条の 2 の規定による基準該当生活介護事業所において、基準該当生活介護を行った場合に、1 日につき所定単位数を算定しているか。</u> <u>(4) 生活介護サービス費、共生型生活介護サービス費及び基準該当生活介護サービス費の算定に当たって、生活介護サービス費については次の①又は②のいずれかに該当する場合に、共生型生活介護サービス費については①又は③に該当する場合に、基準該当生活介護サービス費については③に該当する場合に、それぞれ①から③までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。</u> <u>① 利用者の数又は従業者の員数が平成 18 年厚生労働省告示第 550 号「厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乗じる割合」の二のイ又はロの表の上欄に掲げる基準に該当する場合 同表の下欄に掲げる割合</u> <u>② 平成 18 年厚生労働省告示第 523 号別表第 6 の 1 の注 6 に規定する指定生活介護等の提供に当たって、生活介護計画等が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合</u> <u>ア 作成されていない期間が 3 月未</u>	の注 1 の 6 平 18 厚告 523 別表第 6 の 1 の注 2 平 18 厚告 523 別表第 6 の 1 の注 3 平 18 厚告 523 別表第 6 の 1 の注 4 平 18 厚告 523 別表第 6 の 1 の注 4(1) 平 18 厚告 550 の二のイ、ロ 平 18 厚告 523 別表第 6 の 1 の注 4(2)	出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>満の場合 100 分の 70</u> <u>イ 作成されていない期間が 3 月以上の場合 100 分の 50</u> ③ <u>前 3 月における共生型生活介護事業所又は基準該当生活介護事業所の利用者のうち、当該共生型生活介護事業所又は基準該当生活介護事業所の平均利用時間（前 3 月において当該利用者が当該共生型生活介護事業所又は基準該当生活介護事業所を利用した時間の合計時間を当該利用者が当該共生型生活介護事業所又は基準該当生活介護事業所を利用した日数で除して得た時間をいう。）が 5 時間未満の利用者の占める割合が 100 分の 50 以上である場合 100 分の 70</u> <u>（5）共生型生活介護サービス費及び基準該当生活介護サービス費については、運営規程に定める営業時間が、平成 18 年厚生労働省告示第 550 号「厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合」の二のハの表の上欄に掲げる基準に該当する場合には、所定単位数に同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た数を算定しているか。</u> <u>（6）一体的な運営が行われている利用定員が 81 人以上の指定生活介護事業所等（指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等）において、指定生活介護、指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス若しくはのぞみの園が行う生活介護、共生型生活介護又は特定基準該当生活介護（指定生活介護等）を行った場合には、所定単位数の 1000 分の 991 に相当する単位数を算定しているか。</u> <u>（7）生活介護サービス費の算定に当たって、医師が配置されていない場合は、1 日につき 12 単位を減算しているか。</u> <u>（8）法第 76 条の 3 第 1 項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報</u>	平 18 厚告 523 別表第 6 の 1 の注 4(3) 平 18 厚告 523 別表第 6 の 1 の注 5 平 18 厚告 550 の二のハ 平 18 厚告 523 別表第 6 の 1 の注 6 平 18 厚告 523 別表第 6 の 1 の注 7 平 18 厚告 523 別表第 6 の 1	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>告を行っていない場合は、所定単位数の 100 分の 5 に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、100 分の 10 に相当する単位数）を所定単位数から減算しているか。</u> <u>（9）指定障害福祉サービス基準第 93 条、第 93 条の 5 及び第 223 条第 1 項において準用する指定障害福祉サービス基準第 33 条の 2 第 1 項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算し、指定障害者支援施設基準第 42 条の 2 第 1 項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の 100 分の 3 に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。</u> <u>（10）指定生活介護事業者等が、やむを得ず身体拘束等を行う場合に、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録されていない場合又は身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じていない場合は、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算し、指定障害者支援施設の場合は、所定単位数の 100 分の 10 に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。</u> <u>① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</u> <u>② 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u> <u>③ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u> <u>（11）指定生活介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていない場合は、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。</u> <u>① 当該指定生活介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者</u>	の注 8 平 18 厚告 523 別表第 6 の 1 の注 9 平 18 厚告 523 別表第 6 の 1 の注 10 平 18 厚令 171 第 93 条、第 93 条の 5 及び第 223 条第 1 項準用（第 35 条 の 2 第 2 項又は 第 3 項）及び平 18 厚令 172 第 48 条 第 2 項又は第 3 項 平 18 厚告 523 別表第 6 の 1 の注 11 平 18 厚令 171 第 93 条準用（第 40 条の 2）及び平 18 厚令 172 第 54 条 の 2	出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>に周知徹底を図ること。</u> <u>② 当該指定生活介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u> <u>③ ①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u> <u>(12) 共生型生活介護サービス費については、次の①及び②のいずれも満たすものとして都道府県知事に届け出た共生型生活介護事業所について、1日につき58単位を加算しているか。</u> <u>① サービス管理責任者を1名以上配置していること。</u> <u>② 地域に貢献する活動を行っていること。</u> <u>(13) 利用者が生活介護以外の障害福祉サービスを受けている間に、生活介護サービス費を算定していないか。</u>	平18厚告523 別表第6の1 の注12 平18厚告523 別表第6の1 の注13	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
3 人員配置体制 加算	<u>(1) 人員配置体制加算(Ⅰ)については、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」六のイに適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護等(指定生活介護、共生型生活介護若しくは特定基準該当生活介護であって、区分5若しくは区分6に該当する者若しくはこれらに準ずる者が利用者の数の合計数の100分の60以上である指定生活介護事業所若しくは共生型生活介護事業所が行うもの、指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う生活介護に限る。)の単位(指定生活介護等であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下同じ。)において、指定生活介護等の提供を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、利用者(2の(1)の①又は②のいずれかに該当する者に限る。)に対して、1日につき所定単位数(地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所、特定基準該当障害福祉サービス事</u>	平18厚告523 別表第6の2 の注1 平18厚告551 の六のイ	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合にあつては、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数とする。）を加算しているか。</u> <u>(2) 人員配置体制加算(Ⅱ)については、平成 18 年厚生労働省告示第 551 号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」六のロに適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護等（指定生活介護、共生型生活介護若しくは特定基準該当生活介護であつて区分 5 若しくは区分 6 に該当する者若しくはこれに準ずる者が利用者の数の合計数の 100 分の 60 以上である指定生活介護事業所若しくは共生型生活介護事業所が行うもの、指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う生活介護に限る。）の単位（指定生活介護等であつて、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。）において、指定生活介護等の提供を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、利用者に対して、1 日につき所定単位数（地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合にあつては、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数とする。）を加算しているか。ただし、この場合において、人員配置体制加算(Ⅰ)を算定している場合は算定していないか。</u> <u>(3) 人員配置体制加算(Ⅲ)については、平成 18 年厚生労働省告示第 551 号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の六のハに適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護等（指定生活介護、共生型生活介護若しくは特定基準該当生活介護であつて区分 5 若しくは区分 6 に該当する者若しくはこれに準ずる者が利用者の数の合計数の 100 分の 50 以上である指定生活介護事業所若しくは共生型生活介護事業所が行うもの、指定障害者支援施設が行う生活介</u>	平 18 厚告 523 別表第 6 の 2 の注 2 平 18 厚告 551 の六のロ 平 18 厚告 523 別表第 6 の 2 の注 3 平 18 厚告 551 の六のハ	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>護に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う生活介護に限る。）の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、利用者に対して、1 日につき所定単位数（地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合にあつては、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数とする。）を加算しているか。ただし、この場合において、人員配置体制加算（Ⅰ）又は人員配置体制加算（Ⅱ）を算定している場合は、算定していないか。</u> <u>（４）人員配置体制加算（Ⅳ）については、平成 18 年厚生労働省告示第 551 号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の六の二に該当するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護等の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じて、利用者に対して、1 日につき所定単位数（地方公共団体が設置する指定生活介護事業所等の指定生活介護等の単位の場合にあつては、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数とする。）を加算しているか。ただし、この場合において、人員配置体制加算（Ⅰ）、人員配置体制加算（Ⅱ）又は人員配置体制加算（Ⅲ）を算定している場合は、算定していないか。</u>	平 18 厚告 523 別表第 6 の 2 の注 4 平 18 厚告 551 の六の二	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
4 福祉専門職員 配置等加算	<u>（１）福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）については、指定障害福祉サービス基準第 78 条第 1 項第 2 号、第 220 条第 1 項第 4 号若しくは附則第 4 条第 1 項又は指定障害者施設基準第 4 条第 1 項若しくは附則第 3 条第 1 項第 1 号の規定により置くべき生活支援員（生活支援員）として常勤で配置されている従業者又は指定障害福祉サービス基準第 93 条の 2 第 1 号、第 93 条の 3 第 1 号若しくは第 93 条の 4 第 1 号の規定により置くべき従業者（共生型生活介護従業者）のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が 100</u>	平 18 厚告 523 別表第 6 の 3 の注 1	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>分の 35 以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護等事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。</u> <u>(2) 福祉専門職員配置等加算 (Ⅱ) については、生活支援員又は共生型生活介護従業者として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が 100 分の 25 以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、(1)の福祉専門職員配置等加算 (Ⅰ) を算定している場合は、算定しない。</u> <u>(3) 福祉専門職員配置等加算 (Ⅲ) については、次の①又は②のいずれかに該当するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に 1 日につき所定単位数を加算しているか。</u> <u>① 生活支援員又は共生型生活介護従業者として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が 100 分の 75 以上であること。</u> <u>② 生活支援員又は共生型生活介護従業者として常勤で配置されている従業者のうち、3 年以上従事している従業者の割合が 100 分の 30 以上であること。</u>	平 18 厚告 523 別表第 6 の 3 の注 2 平 18 厚告 523 別表第 6 の 3 の注 3	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
4-2 常勤看護職員等配置加算	<u>看護職員を常勤換算方法（指定障害福祉サービス基準第 2 条第 16 号又は指定障害者支援施設基準第 2 条第 15 号に規定する常勤換算方法をいう。以下同じ。）で 1 人以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、平成 18 年厚生労働省告示第 556 号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」第五号に該当する者に対して指定生活介護等を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、1 日につき、所定単位数に常勤換算方法で算定した看護職員の数（小数点以下は切り捨て）を乗じて得た単位数を加算しているか。</u>	平 18 厚告 523 別表第 6 の 3 の 2 の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
5 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	(1) 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 <u>(Ⅰ)については、視覚障害者等(視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者)である指定生活介護等の利用者の数(重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。)</u>が、当該指定生活介護等の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、第2の1に定める人員配置に加え、常勤換算方法で利用者の数を40で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 (2) 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 <u>(Ⅱ)については、視覚障害者等である指定生活介護等の利用者の数が、当該指定生活介護等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、第2の1に定める人員配置に加え、常勤換算方法で利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</u>	平18厚告523 別表第6の4の注1 平18厚告523 別表第6の4の注2	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
5-2 高次脳機能障害者支援体制加算	平成18年厚生労働省告示第543号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の十八に定める基準に適合すると認められた利用者の数が当該指定生活介護等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」六のホに適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	平18厚告523 別表第6の4の2の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
6 初期加算	<u>指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、指定生活介護等の利用を開始した日から起算して 30 日以内の期間について、1 日につき所定単位数を加算しているか。</u>	平 18 厚告 523 別表第 6 の 5 の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
7 訪問支援特別加算	<u>指定生活介護事業所等において継続して指定生活介護等を利用する利用者について、連続した 5 日間、当該指定生活介護等の利用がなかった場合において、第 2 の 1 により指定生活介護事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者（生活介護従業者）が、生活介護計画等に基づき、あらかじめ当該利用者の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問して当該指定生活介護事業所等における指定生活介護等の利用に係る相談援助等を行った場合に、1 月につき 2 回を限度として、生活介護計画等に位置付けられた内容の指定生活介護等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算しているか。</u>	平 18 厚告 523 別表第 6 の 6 の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
8 欠席時対応加算	<u>指定生活介護事業所等において指定生活介護等を利用する利用者（当該指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）が、あらかじめ当該指定生活介護等の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、指定生活介護従業者が、利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1 月につき 4 回を限度として、所定単位数を算定しているか。</u>	平 18 厚告 523 別表第 6 の 7 の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
8－2 重度障害者支援加算	<u>（1）重度障害者支援加算（Ⅰ）については、人員配置体制加算（Ⅰ）又は人員配置体制加算（Ⅱ）及び常勤看護職員等配置加算を算定している指定生活介護事業所等であって、当該加算の算定に必要な生活支援員又は看護職員の員数以上の員数を配置しているもの（看護職員を常勤換算方法で 3 人以上配置しているものに限る。）として都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、2 人以上の重症心身障害者に対して、指定生活介護等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。</u>	平 18 厚告 523 別表第 6 の 7 の 2 の注 1	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	(2) <u>重度障害者支援加算(Ⅱ)については、平成 18 年厚生労働省告示第 551 号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」六のへに適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、区分 6 に該当し、かつ、平成 18 年厚生労働省告示第 523 号別表第 8 の 1 の注 1 の(2)に規定する利用者の支援の度合にある者に対して指定生活介護等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。</u>	平 18 厚告 523 別表第 6 の 7 の 2 の注 2	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
	(3) <u>重度障害者支援加算(Ⅱ)が算定されている指定生活介護事業所等であって、平成 18 年厚生労働省告示第 551 号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」六のトに適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、平成 18 年厚生労働省告示第 556 号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」五の二に該当する者に対し、指定生活介護等を行った場合に、更に 1 日につき所定単位数に 150 単位を加算しているか。</u>	平 18 厚告 523 別表第 6 の 7 の 2 の注 3	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
	(4) <u>重度障害者支援加算(Ⅱ)が算定されている指定生活介護事業所等については、当該加算の算定を開始した日から起算して 180 日以内の期間について、更に 1 日につき所定単位数に 500 単位を加算しているか。</u>	平 18 厚告 523 別表第 6 の 7 の 2 の注 4	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
	(5) <u>(3) の加算が算定されている指定生活介護事業所等については、当該加算の算定を開始した日から起算して 180 日以内の期間について、更に 1 日につき所定単位数に 200 単位を加算しているか。</u>	平 18 厚告 523 別表第 6 の 7 の 2 の注 5	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
	(6) <u>重度障害者支援加算(Ⅲ)については、平成 18 年厚生労働省告示第 551 号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」六のへに適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、区分</u>	平 18 厚告 523 別表第 6 の 7 の 2 の注 6	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>4以上に該当し、かつ、平成18年厚生労働省告示第523号別表第8の1の注1の(2)に規定する利用者の支援の度合にある者に対して指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、ロの重度障害者支援加算(Ⅱ)を算定している場合は、加算していないか。</u> <u>(7) 重度障害者支援加算(Ⅲ)が算定されている指定生活介護事業所等であって、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」六のトに適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」五の二に該当する者に対し、指定生活介護等を行った場合に、更に1日につき所定単位数に150単位を加算しているか。</u> <u>(8) 重度障害者支援加算(Ⅲ)が算定されている指定生活介護事業所等については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に1日につき所定単位数に400単位を加算しているか。</u> <u>(9) (7)の加算が算定されている指定生活介護事業所等については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に1日につき所定単位数に200単位を加算しているか。</u> <u>(10) 重度障害者支援加算(Ⅰ)から重度障害者支援加算(Ⅲ)までについては、指定障害者支援施設等が施設入所者に指定生活介護等を行った場合は加算していないか。</u>	平18厚告523 別表第6の7の2 の注7 平18厚告523 別表第6の7の2 の注8 平18厚告523 別表第6の7の2 の注9 平18厚告523 別表第6の7の2 の注10	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 適宜必要と認める報酬関係資料 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
9 リハビリテーション加算	<u>(1) リハビリテーション加算(Ⅰ)については、次の①から⑤までのいずれにも適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、頸髄損傷による四肢の麻痺その他これ</u>	平18厚告523 別表第6の8の注1	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	に類する状態にある障害者であってリハビリテーション実施計画が作成されているものに対して、指定生活介護等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。 ① 医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同して、利用者ごとのリハビリテーション実施計画を作成していること。 ② 利用者ごとのリハビリテーション実施計画に従い医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が指定生活介護等を行っているとともに、利用者の状態を定期的に記録していること。 ③ 利用者ごとのリハビリテーション実施計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。 ④ 指定障害者支援施設等に入所する利用者について、リハビリテーションを行う医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、看護師、生活支援員その他の職種の者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。 ⑤ ④に掲げる利用者以外の利用者について、指定生活介護事業所等の従業者が、必要に応じ、指定特定相談支援事業者を通じて、指定居宅介護サービスその他の指定障害福祉サービス事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。 (2) リハビリテーション加算(Ⅱ)については、上記(1)の①から⑤までのいずれも満たすものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、上記(1)に規定する障害者以外の障害者であって、リハビリテーション実施計画が作成されているものに対して、指定生活介護等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。		
10 利用者負担上 限額管理加算	指定生活介護事業者、共生型生活介護の事業を行う者又は指定障害者支援施設等が、利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1 月につき所定単位数を加算しているか。	平 18 厚告 523 別表第 6 の 9 の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
11 食事提供体制 加算	<u>低所得者等であって生活介護計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）又は低所得者等である基準該当生活介護の利用者に対して、当該指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所に従事する調理員等による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所において、次の(1)から(3)までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に、令和9年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算しているか。</u> <u>(1) 当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していること。</u> <u>(2) 食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録していること。</u> <u>(3) 利用者ごとの体重又はBMIをおおむね6月に1回記録していること。</u>	平 18 厚告 523 別表第 6 の 10 の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
12 延長支援加算	<u>平成 18 年厚生労働省告示第 551 号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の六のチに適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、利用者（施設入所者を除く。）に対して、日常生活上の世話をを行った後に引き続き所要時間 8 時間以上 9 時間未満の指定生活介護等を行った場合又は所要時間 8 時間以上 9 時間未満の指定生活介護等を行った後に引き続き日常生活上の世話を行った場合であって、当該指定生活介護等の所要時間と当該日常生活上の世話の所要時間を通算した時間が 9 時間以上であるときは、当該通算した時間の区分に応じて所定単位数を加算しているか。</u>	平 18 厚告 523 別表第 6 の 11 の注 平 18 厚告 551 の六のチ	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
13 送迎加算	<u>(1) 平成 24 年厚生労働省告示第 268 号「厚生労働大臣が定める送迎並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める送迎」の 1 に定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設（国又は地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、共生型生活介護</u>	平 18 厚告 523 別表第 6 の 12 の注 1 平 24 厚告 268 の一	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>事業所又は指定障害者支援施設(地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。)を除く。)</u>において、利用者(当該指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設と同一敷地内にあり、又は隣接する指定障害者支援施設を利用する施設入所者を除く。)<u>に対して、その居宅等と指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。</u> (2) (1)に定める送迎を実施しており、かつ、<u>区分5若しくは区分6に該当する者又はこれに準ずる者が利用者の数の合計数の100分の60以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設において、利用者に対して、その居宅等と指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合には、更に片道につき所定単位数に28単位を加算しているか。</u> (3) 平成24年厚生労働省告示第268号「<u>厚生労働大臣が定める送迎並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める送迎</u>」の1のハに定める送迎を実施している場合は、<u>所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。</u>	平18厚告523 別表第6の12の注2 平18厚告523 別表第6の12の注3	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
14 障害福祉サービスの体験利用支援加算	(1) 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ)及び障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ)については、<u>指定障害者支援施設等において指定生活介護を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の①又は②のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数を算定しているか。</u> ① <u>体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における介護等の支援を行った場合</u> ② <u>障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場</u>	平18厚告523 別表第6の13の注1	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	合 (2) 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ)については、体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して5日以内の期間について算定しているか。 (3) 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ)については、体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して6日以上15日以内の期間について算定しているか。 (4) 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ)又は障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ)が算定されている指定障害者支援施設等が、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」2のチに適合しているものとして都道府県知事に届け出た場合に、更に1日につき所定単位数に50単位を加算しているか。	平18厚告523別表第6の13の注2 平18厚告523別表第6の13の注3 平18厚告523別表第6の13の注4	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
14-2 就労移行支援体制加算	指定生活介護事業所等における指定生活介護等を受けた後就労(平成18年厚生労働省告示第523号別表第13の1の注2に規定する指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。)し、就労を継続している期間が6月に達した者(通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該指定生活介護事業所等において指定生活介護等を受けた場合にあっては、当該指定生活介護等を受けた後、就労を継続している期間が6月に達した者)(過去3年間において、当該指定生活介護事業所等において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあっては、都道府県知事又は市町村長が適当と認める者に限る)が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届けた指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき当該指定生活介護等を行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算しているか。	平18厚告523別表第6の13の2の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
14-3 入浴支援加	平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働	平18厚告523別	体制等状況一覧

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
算	<u>働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」五の三に該当する者に対して、入浴に係る支援を提供しているものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設において、当該者に対して入浴を提供した場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</u>	表第6の13の3の注	表、当該加算の届出書等
14-4 喀痰吸引等 実施加算	<u>指定生活介護事業所等において、平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」六のヌに該当する者であって喀痰吸引等が必要なものに対して、登録特定行為事業者の認定特定行為業務従事者が喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</u>	平18厚告523 別表第6の13の4の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
14-5 栄養スクリーニング加算	<u>平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」五に適合する指定生活介護事業所等の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態のスクリーニングを行った場合に、1回につき所定単位数を加算しているか。</u>	平18厚告523 別表第6の13の5の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
14-6 栄養改善加算	<u>次の(1)から(4)までのいずれにも適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、低栄養・過栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の栄養状態の改善等を目的として個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下「栄養改善サービス」という。)を行った場合は、当該栄養改善サービスを開始した日の属する月から起算して3月以内の期間に限り1月に2回を限度として所定単位数を加算しているか。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができているか。</u>	平18厚告523 別表第6の13の6の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	(1) <u>当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士を1名以上配置していること。</u> (2) <u>利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を策定していること。</u> (3) <u>利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅に訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。</u> (4) <u>利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。</u>		
14-7 緊急時受入 加算	<u>平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の六のルに適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、利用者（施設入所者を除く。）の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、夜間に支援を行ったときに、1日につき所定単位数を加算しているか。</u>	平18厚告523 別表第6の13の7 の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
14-8 集中的支援 加算	<u>障害支援区分認定調査の行動関連項目の合計点数が10点以上の強度行動障害を有する者の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を指定生活介護事業所等に訪問させ、又はテレビ電話装置等を活用して、広域的支援人材が中心となって集中的に支援を行ったときに、当該支援を開始した日の属する月から起算して3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算しているか。</u>	平18厚告523 別表第6の13の8 の注 平18厚告556 の一の二	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
15 福祉・介護職員処遇改善加算	<u>平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の十八に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を</u>	平18厚告543の 十八（同二準用）	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
16 福祉・介護職員等特定処遇改善加算	除く。16 及び 17 において同じ。)が、利用者に対し、指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和 6 年 5 月 31 日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。 ① 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 2 から 14 の 8 までにより算定した単位数の 1000 分の 44 に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000 分の 61 に相当する単位数) ② 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 2 から 14 の 8 までにより算定した単位数の 1000 分の 32 に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000 分の 44 に相当する単位数) ③ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 2 から 14 の 8 までにより算定した単位数の 1000 分の 18 に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000 分の 25 に相当する単位数) 平成 18 年厚生労働省告示第 543 号に規定する「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の十九に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所が、利用者に対し、指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあつては、次に掲げる他方の加算は算定していないか。 ① 福祉・介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ) 2 から 14 の 8 までにより算定した単位数の 1000 分の 14 に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては 1000 分の 17 に相当する単位数) ② 福祉・介護職員特定処遇改善加算(Ⅱ) 2 から 14 の 8 までにより算定した単位数の 1000 分の 13 に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては 1000 分の 17 に相当する単位数)	平 18 厚告 543 の十九 (同十七準用)	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
17 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「 <u>こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準</u> 」の十九の二に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所が、利用者に対し、指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合は、1から13の2までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	平 18 厚告 543 の十九の二 (同三の二準用)	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
18 福祉・介護職員等処遇改善加算	(1) 平成 18 年厚生労働省告示第 543 号に規定する「<u>こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準</u>」の十八の二に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。（2）において同じ。）が、利用者に対し、指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。 ① 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 2 から 14 の 8 までにより算定した単位数の 1000 分の 81 に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000 分の 101 に相当する単位数） ② 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） 2 から 14 の 8 までにより算定した単位数の 1000 分の 80 に相当する単位数 ③ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） 2 から 14 の 8 までにより算定した単位数の 1000 分の 67 に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000 分の 84 に相当する単位数） ④ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） 2 から 14 の 8 までにより算定した単位数の 1000 分の 55 に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000 分の 67 に相当する単位数）	平 18 厚告 523 別表第 6 の 14 の注 1 平 18 厚告 543 の十八の二 (同二準用)	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	(2) 令和7年3月31日までの間、平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「<u>こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準</u>」の十八の二に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所(1)の加算を算定しているものを除く。)が、利用者に対し、指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。 ① 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) 2から14の8までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の90に相当する単位数) ② 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) 2から14の8までにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の84に相当する単位数) ③ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3) 2から14の8までにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数 ④ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4) 2から14の8までにより算定した単位数の1000分の68に相当する単位数 ⑤ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) 2から14の8までにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の73に相当する単位数) ⑥ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6) 2から14の8までにより算定した単位数の1000分の57に相当する単位数 ⑦ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 2から14の8までにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の65に相当する単位数) ⑧ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 2から14の8までにより算定した単位数の1000分の56に相当する単位数(指	平18厚告523別表第6の14の注2 平18厚告543の十八の二 (同二準用)	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>定障害者支援施設にあつては、1000 分の 73 に相当する単位数)</u> ⑨ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9)</u> 2 から 14 の 8 までにより算定した単位数の 1000 分の 54 に相当する単位数 ⑩ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10)</u> 2 から 14 の 8 までにより算定した単位数の 1000 分の 44 に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあつては、1000 分の 54 に相当する単位数) ⑪ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11)</u> 2 から 14 の 8 までにより算定した単位数の 1000 分の 44 に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあつては、1000 分の 56 に相当する単位数) ⑫ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12)</u> 2 から 14 の 8 までにより算定した単位数の 1000 分の 43 に相当する単位数 ⑬ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13)</u> 2 から 14 の 8 までにより算定した単位数の 1000 分の 41 に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあつては、1000 分の 48 に相当する単位数) ⑭ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14)</u> 2 から 14 の 8 までにより算定した単位数の 1000 分の 30 に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあつては、1000 分の 37 に相当する単位数)		

(注) 下線を付した項目が標準確認項目